

# 砺波地域消防組合火災予防条例及び砺波地域消防組合火災予防規則の一部改正骨子（案）について

## 1 改正の背景及び目的

平成24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災や平成25年2月に長崎県長崎市で発生した認知症高齢者グループホーム火災など、最近発生した火災には重大な法令違反があり、総務省消防庁が実施した緊急調査等においても、重大な消防法令違反のある建物がなおも存在しているところです。

このことを踏まえ、不特定多数の方が利用する建物において、重大な消防法令違反がある場合、利用される方が自らその火災危険性に関する情報入手し、利用する際の判断材料とすることができるよう、平成25年12月19日付け消防予第484号「違対象物に係る公表制度の実施について」が総務省消防庁から通知されました。

これを受け、本消防組合では重大な消防法令違反のある建物の名称や所在地、違反内容等を砺波地域消防組合消防本部のホームページ上で公表する制度を設けるため、砺波地域消防組合火災予防条例及び砺波地域消防組合火災予防規則の一部を改正するものです。

## 2 改正（案）の内容

消防本部が行う立入検査等において、重大な消防法令違反が発覚した場合に、砺波地域消防組合消防本部のホームページ上に建物の名称、所在地、違反内容等を掲載することとし、次のとおり規定するものです。

### (1) 条例の規定内容

- ア 防火対象物の消防用設備等の状況が、消防法令等の規程に違反する場合は、その旨を公表することができることとします。
- イ 違反を公表するときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知して行うこととします。
- ウ 公表の対象となる防火対象物及び違反の内容等については、規則で定めることとします。

### (2) 規則の規定内容

#### ア 公表の対象となる建物

消防法令上「特定防火対象物」として位置付けられている映画館、飲食店、物品販売店、宿泊施設等の不特定多数の方が利用される建物や病院、社会福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用される建物を対象とします。

#### イ 公表の対象となる消防法令違反の内容

消防法で設置が義務付けられているにもかかわらず、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない消防法

令違反を対象とします。

3 参考資料（通知文等）

- 『違対象物に係る公表制度の実施について（平成25年12月19日消防予第484号・消防庁次長通知）』
- 『違対象物に係る公表制度の実施の推進について（平成27年3月31日消防予第133号・消防庁次長通知）』